

# 収集すべき情報の説明資料（夕行）

収集すべき情報の説明資料

（ 夕 行 ）

## [ 目次 ]

1. 田んぼの用水路	…	夕-2
2. 長距離自然歩道	…	夕-4
3. 鳥獣保護区（特別保護地区）	…	夕-6
4. 道指定の自然環境保全地域	…	夕-8
5. 道立自然公園	…	夕-10
6. 特別緑地保全地区	…	夕-12
7. 都市計画区域の用途地域	…	夕-14
8. 土砂災害（特別）警戒区域	…	夕-16
9. 土地分類基本図	…	夕-18
10. 土地利用図	…	夕-20

## 1. 田んぼの用水路

（農林水産省東海農政局のホームページより抜粋）

### 概要

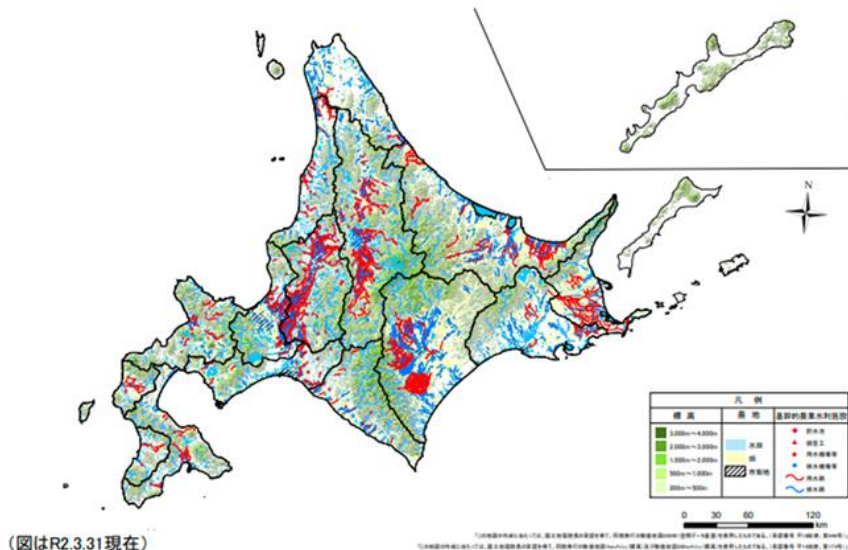
田んぼの用水路（農業用水路）とは、頭首工で川から取った水を、農地まで運ぶための水路のことです。頭首工とは、川の水を堰き止め、用水路に取り入れるための施設のことです。田んぼから吐き出された水を川へ流すための水路は、農業排水路となります。

## 1. 田んぼの用水路

（農林水産省及び環境省のホームページより抜粋）

[日本水土図鑑 北海道]

[国土交通省国土調査（土地分類調査・水調査）「主要水系調査（一級水系） 利水現況図」GISデータ（農業用水に係る取水・排水施設・その他関連施設、水路）を集約・加工（EADAS）]



(図はR2.3.31現在)



拡大



## 2. 長距離自然歩道

（環境省及び北海道のホームページより抜粋）

### 概要

長距離自然歩道とは、四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道のことです。

環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めています。

昭和45年（1970年）の東海自然歩道の整備に始まり、九州・中国・四国・首都圏・東北・中部北陸・近畿と8つの自然歩道がこれまでに整備され、現在、北海道自然歩道と東北太平洋岸自然歩道の整備が進められています。

整備が完了すれば、全国自然歩道の総延長は約27,000kmとなります。

### 北海道自然歩道における整備の状況（令和元年8月末現在）



	N	路線名	コース数※1
A 東西横断道	0.		
	1	維新の道 (整備中)	12
	2	火山回道 (整備中)	21
	3	拓殖の道 (未)	19
	4	大平原の道 (未)	13
	5	霧と湿原の道 (整備中)	18
B 南北縦貫道	6	海峡の道 (未)	13
	1	山並みの道 (未)	15
	2	丘の道 (整備中)	15
	3	豊流の道 (未)	10
4	オホーツク北海道 (未)	9	

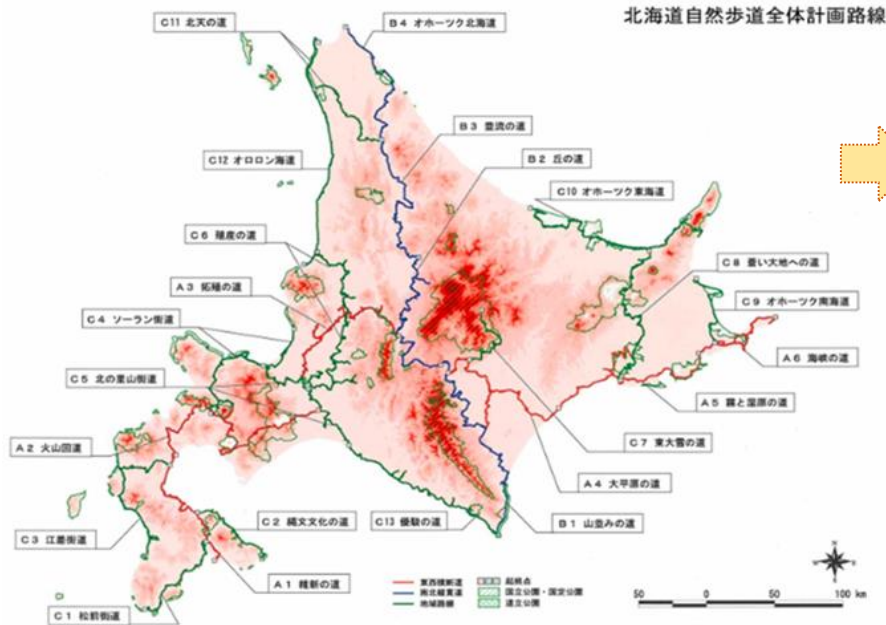
C 地域路線	路線名	コース数
1	松前街道 (整備中)	9
2	縄文文化の道 (未)	6
3	江差街道 (未)	14
4	ソールン街道 (未)	12
5	北の里山街道 (未)	12
6	殖産の道 (未)	21
7	東大雪の道 (整備中)	5
8	蒼い大地への道 (未)	13
9	オホーツク南海道 (未)	7
10	オホーツク東海道 (未)	18
11	北天の道 (未)	10
12	オロロン海道 (未)	10
13	優駿の道 (未)	7



## 2. 長距離自然歩道

（北海道及び環境省のホームページより抜粋）

### [北海道自然歩道全体計画路線]



### [A1維新の道]



### [環境省自然環境局自然環境計画課の所持する長距離自然歩道の情報（EADAS）]



#### コース一覧

N o.	コース名	起点	終点	利用タイプ	主要経過地	距離 (K m)
1	箱館の史跡を訪ねる道 (未)	函館市若松町	函館市桔梗町	B	五稜郭・四稜郭跡	14.0
2	赤松並木を歩く道 (整備済み)	函館市桔梗町	大野町字市渡	C	国道5号線沿い赤松並木	10.8
3	峠越えと大沼を眺める道 (未)	大野町字市渡	七飯町字大沼町	A	尊菜沼、小沼	15.3
4	駒ヶ岳山麓をたどる道 (整備済み)	七飯町字大沼町	森町字駒ヶ岳	C	大沼	13.3
5	榎木軍上陸の地を訪ねる道 (未)	森町字駒ヶ岳	森町字鷺の木町	C	史跡資料館	14.1

(以下省略)

## 3. 鳥獣保護区（特別保護地区）

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律より抜粋）

### 概要

鳥獣保護区とは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、環境大臣又は都道府県知事が、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定した区域のことです。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法第28条第1項）

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域

特別保護地区とは、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を、環境大臣又は都道府県知事が特別保護地区として指定した区域のことです。（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法第29条第1項）

### 特別保護地区内における行為の制限

**特別保護地区内**においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区にあつては都道府県知事の**許可を受けなければ、してはならない**。（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法第29条第7項）

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
- 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 三 木竹を伐採すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。



## 3. 鳥獣保護区（特別保護地区）

（北海道及び環境省のホームページより抜粋）

### 〔道指定の鳥獣保護区（特別保護地区）〕



凡 例	
①①	鳥 獣 保 護 区 □は国指定 ○は道指定
①	特定猟具使用禁止区域（銃）
①	指定猟法禁止区域
①	猟区 (西側郡村古道村) 狩猟期間 9月15日～4月15日
①	オスジカ・メスジカ 可猟区域 狩猟期間：A 10月11日～3月31日
①	オスジカ(銃猟時) 可猟なし 狩猟期間：B 10月23日～3月31日
①	①人1日頭数 メスジカ(銃猟時) 制限なし 狩猟期間：C 10月23日～2月28日
①	オスジカ(銃猟) 制限なし 狩猟期間：D 10月23日～1月31日
①	10月1日～11月30日 制限なし 狩猟期間：E 10月23日～1月21日 12月15日～1月31日 2月11日～2月28日
①	国 有 林
①	道 有 林
①	原生自然環境保全地域及び 国立・国定公園特別保護地区
①	国立・国定公園、道立自然公園の 車馬等乗り入れ規制地域 エゾシカ狩猟捕獲個体の 残滓受入れ施設
①	

シカの可猟区域内であっても、鳥獣保護区・原生自然環境保全地域  
及び国立・国定公園特別保護地区では、動物の捕獲はできません。

〔都道府県の鳥獣保護区所管部署から提供を受けた「ハンターマップ（令和元年度）」、  
 「鳥獣保護区区域図（令和元年度）」、「鳥獣保護管理事業計画書」（EADAS）〕





## 4. 道指定の自然環境保全地域（以下道自然環境保全地域という。）

（北海道自然環境等保全条例より抜粋）

### 概要

自然環境保全地域とは、次のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして、道知事が指定した地域のことです。

- ・ 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの（以下省略）

（北海道自然環境等保全条例第14条第1項）

知事は、道自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、自然環境保全地域内に、特別地区を指定することができます。（北海道自然環境等保全条例第17条第1項）

道自然環境保全地域の区域のうち、特別地区に含まれない区域を普通地区といいます。（北海道自然環境等保全条例第19条第1項）

### 特別地区における現状変更の許可

**特別地区内**においては、次に掲げる行為は、**知事の許可を受けなければ、してはならない**。（北海道自然環境等保全条例第17条第3項）

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（他省略）

### 普通地区における現状変更の届出

**普通地区内**においては、次の掲げる行為をしようとする者は、**知事に対し**、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を**届け出なければならない**。（北海道自然環境等保全条例第19条第1項）

- ・ その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（他省略）

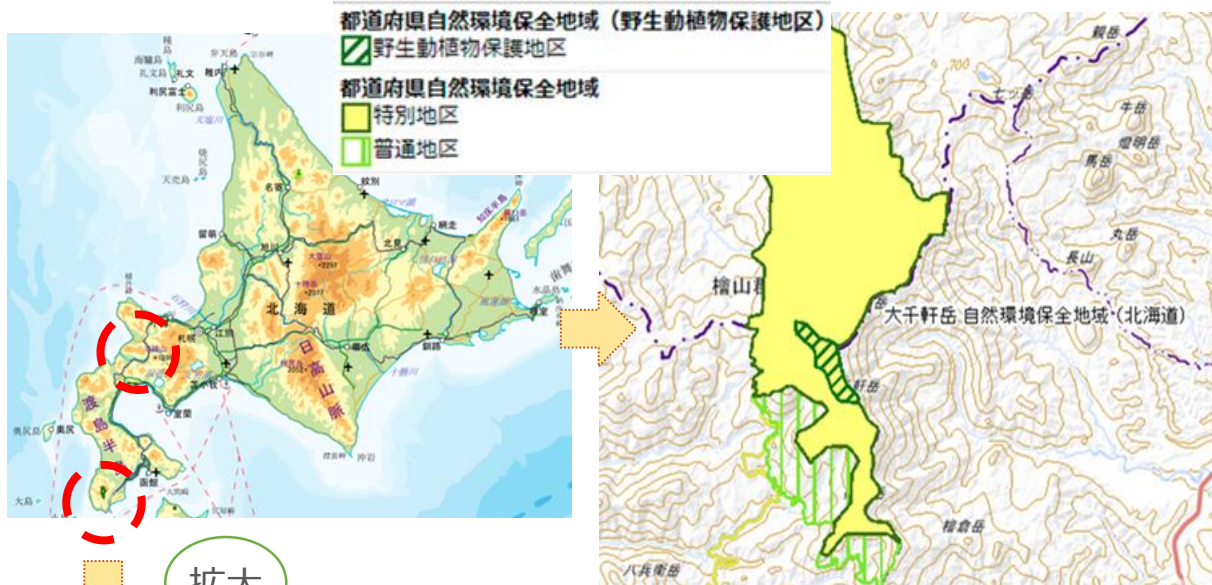
## 4. 道自然環境保全地域

（北海道及び環境省のホームページより抜粋）

[自然環境保全地域等 北海道]



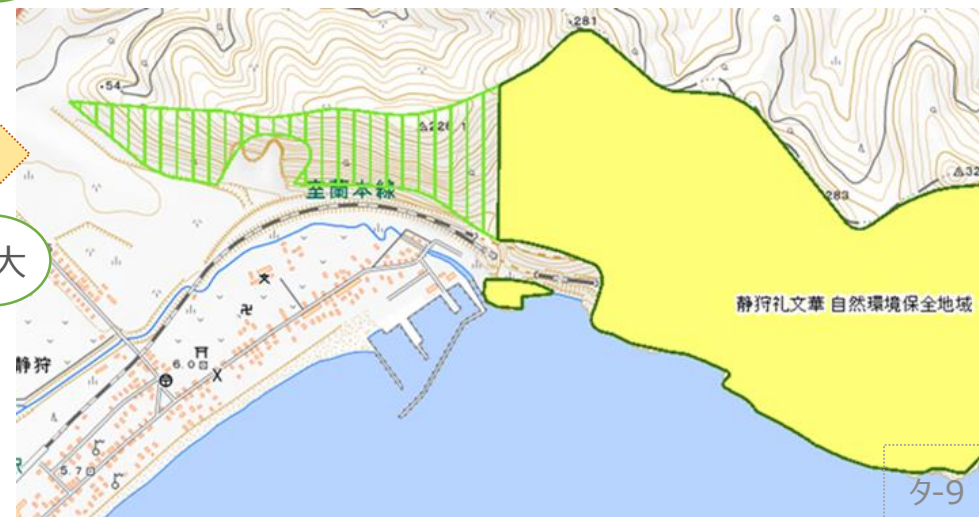
[各都道府県の自然環境保全地域所管部署から提供があった指定書、区域図、目録等の写し等（平成27年度）（EADAS）]



拡大



拡大





## 5. 道立自然公園

（北海道のホームページより抜粋）

### 概要

自然公園とは、すぐれた自然を守り、誰もがその自然を楽しめるように、自然公園法や北海道自然公園条例で定められた地域の中で、北海道内には、23ヶ所の国立・国定・および道立の自然公園があります。

道立自然公園とは、道内にある優れた自然の風景地であって、道知事が北海道立自然公園条例第3条の規定により指定された公園のことです。（北海道立自然公園条例第2条）

### 自然公園内における行為の規制

道知事は、道立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができます。（北海道立自然公園条例第10条第1項）

特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- ・ 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。（他省略）（北海道立自然公園条例第10条第4項）

次に掲げる地域内において行われるものでないこと

- ・ 第一種特別地域及び第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（他省略）（北海道立自然公園条例施行規則第18条第1項）

自然公園内は、自然環境と風致景観を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域及び海域公園地区に区分され、自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されており、**行為を行う際は許可・届出が必要**です。

【自然公園の保護の区分】

区 分	用語の意味	規制概要
特別保護地区	特に優れた景観を保護する地区（国立・国定公園のみ）	現状変更等は原則不可
第1種特別地域	優れた自然の風致景観を極力保護する地域	現状変更等は原則不可
第2種特別地域	農林漁業活動と調整しながら優れた自然の風致景観を保護する地域	行為の規模等に制限
第3種特別地域	通常の農林漁業活動を容認しながら優れた自然の風致景観を保護する地域	農林漁業活動以外の行為の規模等に制限
普通地域	特別地域以外の自然の風景を保護する地域（緩衝地域）	内容によって届出が必要
海域公園地区	優れた海中景観を保護する地区 （道内は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園のみ指定）	漁業活動以外の行為の規模等に制限